明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（一九〇）　二

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九一）　二

〔省　令〕

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（**財務**五〇）　二

〔告　示〕

○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**二九）　三

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**九一）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**九二）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一一七〇～一一七七）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**一一七八、一一七九）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一八〇～一一八五）　五

○高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件（**経済産業**一三〇）　六

○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（**同**一三一）　七

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（**同**一三二）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇八、二〇九）　八

○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更した件（**中国地方整備局**四五）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　外務省　財務省　三

〔公　告〕

諸事項　九

官庁

定款変更の認可（十四番土地改良区・埼玉北部土地改良区連合）、建設業の許可の取消処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（金融庁）

1　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引の指定に関し、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種の業務を行う者を監督する外国当局による、我が国が行う行政上の調査協力に応ずる旨の保証等があることを要件として追加することとした。（第一条の一八の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（国土交通省）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年六月一九日とすることとした。